
四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

国際石油開発帝石株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【役員の状況】	18
第4 【経理の状況】	19
1 【四半期連結財務諸表】	20
2 【その他】	34
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	35

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月12日

【四半期会計期間】 第8期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 国際石油開発帝石株式会社

【英訳名】 INPEX CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北村俊昭

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-5572-0233

【事務連絡者氏名】 経営企画ユニットジェネラルマネージャー兼
広報・IRユニットジェネラルマネージャー 橘高公久

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-5572-0233

【事務連絡者氏名】 経営企画ユニットジェネラルマネージャー兼
広報・IRユニットジェネラルマネージャー 橘高公久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第7期 第2四半期 連結累計期間		第8期 第2四半期 連結累計期間		第7期	
	自 至	平成24年4月1日 平成24年9月30日	自 至	平成25年4月1日 平成25年9月30日	自 至	平成24年4月1日 平成25年3月31日
売上高 (百万円)		578,505		650,478		1,216,533
経常利益 (百万円)		363,828		350,645		718,146
四半期(当期)純利益 (百万円)		111,382		80,080		182,961
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)		84,351		163,753		337,542
純資産額 (百万円)		2,387,136		2,824,991		2,670,983
総資産額 (百万円)		3,093,454		3,774,957		3,616,158
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)		76.27		54.84		125.29
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)		—		—		—
自己資本比率 (%)		72.6		69.7		68.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)		110,652		71,220		252,346
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)		△180,979		△188,489		△489,870
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)		7,506		25,393		137,069
現金及び現金同等物の 四半期(期末)残高 (百万円)		175,913		156,064		199,858

回次 会計期間	第7期 第2四半期 連結会計期間		第8期 第2四半期 連結会計期間	
	自 至	平成24年7月1日 平成24年9月30日	自 至	平成25年7月1日 平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)		28.37		34.30

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更があった事項は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の項目番号に対応するものであります。)

1 石油・天然ガス開発事業の特徴及びリスクについて

(6) 災害・事故等のリスク

石油・天然ガス開発事業には、探鉱、開発、生産、輸送等の各段階において操業上の事故や災害等が発生するリスクがあります。このような事故や災害等が生じた場合には、保険により損失補填される場合を除き設備の損傷によるコストが生じ、更には、人命にかかわる重大な事故又は災害等となる危険性があり、その復旧に要する費用負担や操業が停止することによる機会損失等が生じることがあります。国内天然ガス事業においては、平成22年1月以降、輸入LNG気化ガスを原料ガスとして購入しており、更に平成25年8月以降、直江津LNG基地において輸入LNGを原料ガスとして購入しますが、当該輸入LNG気化ガス・輸入LNGの購入先及び直江津LNG基地における事故、トラブルなどにより輸入LNG原料ガスの調達ができない場合には、当社顧客への供給に支障をきたすなど、当社の国内天然ガス事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、環境問題に関しては、土壌汚染、大気汚染及び水質・海洋汚染等が想定されます。当社グループでは、「環境安全方針」を定め、当該国における環境関連法規、規則及び基準等を遵守することは勿論のこと、自主的な基準を設け環境に対して十分な配慮を払いつつ作業を遂行しておりますが、何らかの要因により環境に対して影響を及ぼすような作業上の事故や災害等が生じた場合には、その復旧等のための対応若しくは必要な費用負担が発生し、又は、操業停止による損失等が生じることがあります。さらに、当該国における環境関連法規、規則及び基準等（新エネルギー・再生可能エネルギー等の支援策を含む。）が将来的に変更や強化された場合には、当社グループにとって追加的な対応策を講じる必要やそのための費用負担が発生する可能性があります。

当社グループは、作業を実施するにあたっては、損害保険を付保することとしておりますが、いずれの場合も、当該事故・災害等が当社グループの故意又は過失に起因する場合には、費用負担の発生により業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、行政処分や当社グループの石油・天然ガス開発会社としての信頼性や評判が損なわれることによって、将来の事業活動に悪影響を及ぼす可能性があります。

平成23年11月、当社の持分法適用関連会社であるインペックス北カンボス沖石油株式会社（出資比率37.5%）の子会社であるFrade Japão Petróleo Limitada（以下、「FJPL社」といいます。）が約18.3%の権益を保有するフラージ鉱区近傍の海上において油膜が広がっていることが確認されました。

さらにフラージ鉱区のプロジェクトのオペレーターであるChevron Brasil Upstream Frade

Ltda.（以下、「シェブロン社」といいます。）は平成24年3月に、平成23年11月の油のしみ出しとは別の場所からの小規模な新たな油のしみ出しを確認したため、シェブロン社及びFJPL社を含むパートナー各社は、フラージ鉱区の生産を一時停止しておりましたが、平成25年4月30日より生産を再開しております。

平成23年11月及び平成24年3月の油のしみ出しに関連して、ブラジル当局などからオペレーターのシェブロン社などに対し損害賠償、操業の停止等を求める複数の訴訟提起その他通知等が行われており、その1つとしてブラジル連邦検察当局から、シェブロン社などに対し平成23年11月及び平成24年3月の事故についてそれぞれ200億レアル（約9,000億円。1レアル≒45円。）の損害賠償及び操業の一時停止を求める訴訟2件が提起されました。

平成25年9月13日、シェブロン社は、ブラジル連邦検察当局から提起されていた上記2件の訴訟を終結するための合意書に署名しました。もっとも、付随関連する法的手続を含め、上記2件の訴訟は完全には終結しておりません。FJPL社を含む当社グループはこれらのいずれの訴訟等についても直接の当事者とはなっておりませんが、これらの訴訟等にかかる合意書署名の結果としてシェブロン社が和解金等を負担した場合には、フラージ鉱区における共同操業協定に基づきFJPL社が権益保有分の負担を求められる可能性があります。その場合のFJPL社の負担分は約17百万レアル（同約8億円）程度と想定されます。ただし、現時点で当該事故についての関係者間の責任の範囲は明らかになっておらず当社グループ業績への最終的な影響額は現時点では未確定です。なお、今回の事故に関連して、FJPL社を含む当社グループを直接の当事者とする法的手続は当四半期連結会計期間の末日現在確認されておりませんが、今後、ブラジル政府機関や私人その他から当社グループに対して民事上、刑事上又は行政上の手続を含む法的手続がとられた場合には、当社グループに損失が生じたり、当社グループのブラジルにおける事業活動等が影響を受けたりする可能性があります。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、政府・日銀一体となった財政・金融政策の発現を背景に輸出の持ち直しや企業収益及び雇用情勢などに改善がみられるなど、景気は緩やかに回復しつつあります。先行きについては、依然として海外景気の下振れリスクなどもあり、先行き不透明な状況となっております。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす国際原油価格について、4月はブレント原油(国際的な原油指標)期近物の終値ベースで111.08米ドルから始まり、米国経済指標の低迷、原油在庫の増加及び、IEA、OPECによる世界の石油需要見通しの下方修正等を要因とし、4月17日には97.69米ドルまで一旦下落した後、米国ガソリン在庫の大幅減少やシリア情勢の悪化を受けて上昇に転じ、5月6日には105.46米ドルを付けました。その後、6月末までの間は100~106米ドルの範囲で推移しました。7月になると、エジプト情勢の緊迫化や米国原油在庫の大幅減少等を受け上昇に転じ、7月16日には109.40米ドルを付けましたが、中国経済の停滞観測や米国の量的金融緩和の早期縮小観測の強まりを受け、8月8日には106.68米ドルまで下落しました。8月中旬以降はエジプト情勢の混乱や、欧米によるシリアへの軍事介入姿勢を受け、8月28日には116.61米ドルまで急騰し、9月中旬まで110米ドル台を維持しましたが、9月中旬以降は米国によるシリアへの軍事介入が回避されたため弱含みに転じ、108.37米ドルで第2四半期を終えました。なお、当第2四半期連結累計期間の原油の当社グループ販売平均価格は、106.21米ドルとなりました。

一方、業績に重要な影響を与えるもう一つの要因である為替相場ですが、当期は1米ドル94円近辺で始まりました。4月4日の日本銀行の金融政策決定会合で、市場予想を上回る規模・内容の「量的・質的金融緩和」が決定され、期初から円は対米ドルで軟調に推移し、5月中旬には103円台後半まで弱含みしました。しかしその後は、米国の量的緩和第三弾の終了時期を睨み、方向感に乏しい値動きとなりました。5月下旬に、バーナンキFRB議長が量的緩和の縮小を示唆すると、当初は株式やコモディティーなどでリスク資産回避の動きが強まったことから、円売り持高を解消する動きが活発となり円は対米ドルで94円近辺まで買い戻されました。その後、量的緩和縮小期待から米国金利が上昇し、また、欧米による軍事介入の可能性が報じられていたシリア問題に落ち着きが見られると、一転して円売りが優勢となり、100円台まで円売りが進む局面も見られました。期末にかけては、9月のFOMCで、市場予想に反して量的緩和の縮小が決定されなかったことから、円は買い戻され、期末公示仲値(TTM)は前期末から3円76銭円安の97円75銭となりました。なお、当社グループ売上の期中平均レートは、前年同期に比べ、19円28銭円安の1米ドル98円77銭となりました。

このような事業環境の中、当第2四半期連結累計期間は期中平均レートが円安に推移したことにより、売上高は前年同期比719億円、12.4%増の6,504億円となりました。このうち原油売上高は前年同期比589億円、16.0%増の4,267億円、天然ガス売上高は前年同期比198億円、10.2%増の2,148億円となりました。当第2四半期連結累計期間の販売数量は、原油が前年同期比1,543千バレル、3.7%減少の40,578千バレルとなりました。天然ガスは、前年同期比6,109百万立方フィート、4.0%増加の159,671百万立方フィートとなりました。このうち、海外天然ガスは、前年同期比5,810百万立方フィート、4.7%増加の130,276百万立方フィートとなり、国内天然ガスは、前年同期比8百万立方メートル、1.0%増加の788百万

立方メートル、立方フィート換算では29,395百万立方フィートとなっております。販売価格は、海外原油売上の平均価格が1バレル当たり106.21米ドルとなり、前年同期比3.03米ドル、2.8%の下落となりました。海外天然ガス売上の平均価格は千立方フィート当たり12.83米ドルとなり、前年同期比1.13米ドル、8.1%の下落となりました。また、国内天然ガスの平均価格は立方メートル当たり49円68銭となり、前年同期比3円15銭、6.8%の上昇となっております。売上高の平均為替レートは1米ドル98円77銭となり、前年同期比19円28銭、24.3%の円安となりました。

売上高の増加額719億円を要因別に分析しますと、原油及び天然ガスの売上高に関し、販売数量の減少により113億円の減収要因、販売単価の下落により266億円の減収要因、為替は売上の平均為替レートが円安になったことにより1,167億円の増収要因、その他の売上高は67億円の減収要因となりました。

一方、売上原価は、主に為替が円安に推移したことにより、前年同期比472億円、23.4%増の2,492億円となりました。探鉱費は主に中東・アフリカ地域での探鉱活動が増加したことにより、前年同期比125億円、307.7%増の166億円となりました。販売費及び一般管理費は前年同期比58億円、17.1%増の403億円となりました。以上の結果、営業利益は前年同期比62億円、1.8%増の3,442億円となりました。

営業外収益は、権益譲渡益及び持分法による投資利益の減少により、前年同期比209億円、53.2%減の183億円となりました。営業外費用は投資有価証券評価損の減少により、前年同期比14億円、11.1%減の119億円となりました。この結果、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は前年同期比131億円、3.6%減の3,506億円となりました。

法人税、住民税及び事業税は前年同期比84億円、3.6%減の2,277億円、法人税等調整額は425億円となり、少数株主損益調整前四半期純利益は前年同期比352億円、30.5%減の802億円となりました。少数株主利益は2億円となり、以上の結果、四半期純利益は前年同期比313億円、28.1%減の800億円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 日本

石油製品の販売数量の減少により、売上高は前年同期比13億円、2.5%減の520億円となり、営業利益は探鉱費等の増加により前年同期比29億円、31.7%減の63億円となりました。

② アジア・オセアニア

為替が円安に推移したものの、油価及びガス価の下落に加え、販売数量が減少したことにより、売上高は前年同期比137億円、5.5%減の2,384億円となり、営業利益は円安及び作業費等の増加により前年同期比364億円、23.7%減の1,170億円となりました。

③ ユーラシア(欧州・NIS諸国)

油価は下落したものの、為替が円安に推移したこと及び販売数量の増加により、売上高は前年同期比177億円、48.6%増の541億円となり、営業利益は前年同期比88億円、51.3%増の262億円となりました。

④ 中東・アフリカ

油価は下落したものの、為替が円安に推移したこと及び販売数量の増加により、売上高は前年同期比666億円、28.5%増の3,008億円、営業利益は前年同期比393億円、24.0%増の2,037億円となりました。

⑤ 米州

天然ガスの販売数量の増加により、売上高は前年同期比26億円、118.1%増の49億円となりましたが、探鉱費等の増加により、営業損失は前年同期比26億円、169.7%増の41億円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は3兆7,749億円となり、前連結会計年度末の3兆6,161億円と比較して1,587億円の増加となりました。資産増加の主な内訳は、有形固定資産及び無形固定資産の増加により固定資産が2,127億円増加したことによるものです。

一方、負債は9,499億円で、前連結会計年度末の9,451億円と比較して47億円の増加となりました。このうち流動負債は3,552億円で、前連結会計年度末比596億円の減少、固定負債は5,946億円で、前連結会計年度末比644億円の増加となりました。

純資産は2兆8,249億円となり、前連結会計年度末比1,540億円の増加となりました。このうち、少数株主持分は1,956億円で、前連結会計年度末比59億円の増加となりました。

(3) 連結キャッシュフローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物の残高は、期首の1,998億円から当第2四半期中に減少した資金437億円を差し引いた1,560億円となりました。

当第2四半期連結累計期間における営業活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの状況及びそれらの要因は次のとおりであります。

なお、現金及び現金同等物に係る換算差額により、資金が480億円増加しております。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、前年同期比394億円減の712億円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益が減少したことに加え、売上債権が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、前年同期比75億円増の1,884億円となりました。これは主に、権益取得による支出の減少や長期貸付金の回収による収入の増加があったものの、長期預金の預入による支出や有形固定資産の取得による支出の増加があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、前年同期比178億円増の253億円となりました。これは主に、長期借入れによる収入の増加によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（旧会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

①基本方針の内容

当社グループは、バランスの取れた資産ポートフォリオ、国際的な有力中堅企業としてのプレゼンスおよび高い水準のオペレーターとしての技術力等を最大限に活かし、既発見の大規模油ガス田の早期商業生産を達成するとともに、今後とも優良な油ガス田を積極的に獲得するための投資強化を通じ、国際競争力のある我が国の中核的企業として、企業価値のさらなる向上を目指して積極的な事業展開に努めてまいります。

②財産の有効な活用および不適切な支配の防止のための取り組み

当社グループは、健全な財務体質のさらなる強化を図りつつ、石油・天然ガス資源の安定的かつ効率的な供給を可能とするために事業基盤の拡大を目指し、探鉱・開発活動および供給インフラの整備・拡充等に積極的な投資を行います。当社は、これらの活動を通じた石油・天然ガスの保有埋蔵量および生産量の維持・拡大による持続的な企業価値の向上と配当による株主の皆様への直接的な利益還元との調和を、中長期的な視点を踏まえつつ図ってまいります。

また、当社は、投機的な買収や外資による経営支配等の可能性を排除するため、経済産業大臣に対し甲種類株式を発行しております。その内容は、i)取締役の選解任、ii)重要な資産の全部または一部の処分等、iii)当社の目的および当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与に係る定款変更、iv)統合、v)資本金の額の減少、vi)解散、に際し、一定の要件を充たす場合に甲種類株主総会を開催し、甲種類株主が平成20年経済産業省告示第220号に定める議決権行使のガイドラインに則り、議決権を行使できるものとしております。

当該ガイドラインでは、上記i)およびiv)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、上記iii)の当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与に係る定款変更の決議については、「甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合」、上記ii)、iii)当社の目的に係る定款変更、v)およびvi)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」のみ否決するものとされております。

さらに、当社の子会社定款においても子会社が重要な資産処分等を行う際に、上記ii)の重要な資産の全部または一部の処分等に該当する場合には、当該子会社の株主総会決議を要する旨を定めており、当社取締役会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要としています。

③上記②の取り組みについての取締役会の判断

上記②の取り組みは、中長期的に安定した収益力の確保と持続的な企業価値の向上を目指すものであり、上記①の基本方針に沿うものであります。

また、上記②の甲種類株式は、拒否権の対象が限定され、その議決権行使も平成20年経済産業省告示第220号に定めるガイドラインに則り行われることから、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くした必要最小限の措置であり、会社役員の地位の維持や株主の皆様の共同の利益を損なうことを目的とするものではないと考えております。

(5)研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は20百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,000,000
甲種類株式	1
計	9,000,001

(注) 平成25年5月10日開催の取締役会決議、平成25年6月25日開催の第7回定時株主総会及び必要な種類株主総会における定款変更案の承認可決により、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式については1株を400株に分割し、1単元の株式の数を100株とするとともに、甲種類株式については1単元の株式の数を1株とする単元株制度を採用しました。これに伴い、普通株式の発行可能株式総数は3,591,000,000株増加し、3,600,000,000株となりました。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株)(注)1 (平成25年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,655,809	1,462,323,600	東京証券取引所 (市場第一部)	平成25年10月1日から単元株制度を採用しており、単元株式数は100株であります。その内容の詳細は(注)2をご参照下さい。
甲種類株式	1	1	非上場・非登録	平成25年10月1日から単元株制度を採用しており、単元株式数は1株であります。その内容の詳細は(注)3及び4をご参照下さい。
計	3,655,810	1,462,323,601	—	—

(注) 1 当第2四半期会計期間末日現在の発行済株式総数は3,655,809株でしたが、平成25年5月10日開催の取締役会決議、平成25年6月25日開催の第7回定時株主総会及び必要な種類株主総会における定款変更案の承認可決により、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式については1株を400株に分割し、1単元の株式の数を100株とするとともに、甲種類株式については1単元の株式の数を1株とする単元株制度を採用しました。これに伴い、普通株式の発行済株式総数は1,458,667,791株増加し、1,462,323,600株となりました。

2 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。なお、当第2四半期会計期間末日現在、単元株制度は採用していませんでしたが、平成25年5月10日開催の取締役会決議、平成25年6月25日開催の第7回定時株主総会及び必要な種類株主総会における定款変更案の承認可決により、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を400株に分割し、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用しています。

3 当第2四半期会計期間末日現在、単元株制度は採用していませんでしたが、平成25年5月10日開催の取締役会決議、平成25年6月25日開催の第7回定時株主総会及び必要な種類株主総会における定款変更案の承認可決により、平成25年10月1日を効力発生日として、甲種類株式の1単元の株式の数を1株とする単元株制度を採用しています。提出日現在の甲種類株式の内容は次のとおりであります。

1 議決権

甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限

りではない。

- 2 剰余金の配当および中間配当
甲種類株式に対する剰余金の配当または中間配当は、当会社普通株式に対する剰余金の配当または中間配当の額に400を乗じて算出される額にて行われる。
- 3 残余財産の分配
甲種類株主は当会社普通株式に対する残余財産分配の金額に400を乗じて算出される額の残余財産分配請求権を有する。
- 4 甲種類株主総会の決議を要する事項に関する定め
次の場合においては、甲種類株主による種類株主総会の決議を経なければならない。なお、当会社株主総会の招集通知を発する場合、当会社は、甲種類株主に対して、当該招集通知の写しを送付するとともに、甲種類株主総会の開催の有無につき通知するものとする。甲種類株主総会を開催する旨の通知は甲種類株主総会の招集通知を発することによりなされるものとする。
 - (1) 取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において、当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の当会社普通株式の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有していた場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「取締役の選任または解任における100分の20要件」という。)の当該取締役の選任または解任
 - (2) 当会社の重要な資産の処分等を行おうとする場合
 - (3) 当会社子会社が重要な資産の処分等を行おうとする場合に、当会社子会社の株主総会において当会社が議決権を行使しようとする場合
 - (4) 以下の事項に関する定款変更を行おうとする場合(当会社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合において、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において定款変更の定めが含まれる場合の当該定款変更に関する甲種類株主総会の要否、および当会社が株式移転をする場合において、新設持株会社の定款の規定が当会社の定款の規定と異なる場合の当該株式移転契約の承認に関する甲種類株主総会の要否については、下記(5)の規定によれば合併、株式交換、株式移転に関する甲種類株主総会の決議が不要な場合であっても、本規定に従ってこれを決する。)
 - ① 当会社の目的
 - ② 当会社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与
- (5) 当会社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合。ただし、以下の各号に該当する場合を除く。
 - ① 合併において当会社が存続会社となる場合。ただし、合併完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該合併を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「合併における100分の20要件」という。)を除く。
 - ② 株式交換において当会社が完全親会社となる場合。ただし、株式交換完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株式交換を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「株式交換における100分の20要件」という。)を除く。
 - ③ 株式移転において新設持株会社を設立する場合で、甲種類株主が当社定款上有する権利と同等の権利を有する当該新設持株会社の種類株式が甲種類株主に付与されることが、株式移転のための株主総会で決議された場合。ただし、株式移転完了時点において新設持株会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株式移転を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「株式移転における100分の20要件」という。)を除く。
- (6) 当会社の株主への金銭の払い戻しを伴う当会社の資本金の額の減少を行おうとする場合
- (7) 当会社が株主総会決議により解散をする場合
- (8) 100分の20要件に関するみなし規定
 - ① 取締役の選任または解任
取締役の選任または解任について甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、取締役の選任または解任における100分の20要件が当該決議の対象となった取締役の選任または解任にかかる当会社株

主総会決議時点において充足されていたものとみなす。

甲種類株主は、取締役の選任または解任について甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当会社株主総会において取締役を選任または解任する旨の決議がなされた場合には、当会社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、取締役の選任または解任における100分の20要件が当該取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において充足されていなかったものとみなす。

② 合併、株式交換、株式移転

当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件および株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換または株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていたものとみなす。

甲種類株主は、当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当会社株主総会において当会社にかかる合併、株式交換、株式移転を行う旨の決議がなされた場合には、当会社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件、株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていなかったものとみなす。

5 甲種類株式の取得請求権および取得条項に関する定め

- (1) 甲種類株主は、いつでも、当会社に対し、書面によって、金銭の交付と引き換えに当会社が甲種類株式を取得することを請求することができる。
- (2) 当会社は、甲種類株式が公的主体以外の者に譲渡された場合、取締役会の決議により、当該譲受人の意思にかかわらず、金銭の交付と引き換えに甲種類株式を取得することができる。なお、甲種類株主は、甲種類株式を譲渡する場合には、当会社に対して、その旨および相手先の名称を、事前に通知しなければならない。
- (3) 甲種類株式の取得価格は、上記(1)の場合は取得請求日、上記(2)の場合は取得日の前日(以下あわせて「取得価格基準日」という。)の時価に400を乗じて算出される額によることとする。当会社普通株式が東京証券取引所に上場されている場合は、当会社普通株式一株あたりの東京証券取引所における取得価格基準日の終値と同一の価格をもって取得価格基準日の時価とする。取得価格基準日の終値が存在しない場合には、同日より前の最も直近の日における終値によることとする。

6 定義

甲種類株式にかかる上記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している会社等をいう。以下、他の会社等の意思決定機関を支配している者とは、次の各号に掲げる者をいう。
 - ① 他の会社等の議決権(種類株式の議決権を除く。以下種類株式の議決権につき言及する場合を除き同じ。)の過半数を自己の計算において所有している者
 - ② 他の会社等の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している者であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する者
 - イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。
 - ロ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
 - ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半について融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。)を行っていること(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)
 - ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

- ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に他の会社等の議決権の過半数を占めている者であって、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する者
- ④ 他の会社等の種類株式(議決権のないものを除く。)のうちある種類のものについて、その議決権の過半数を自己の計算において所有している者
- (2) 「会社等」とは、会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。
- (3) 「関連会社」とは、ある者(その者が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。)が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。ある者が他の者(個人を含む。)の関連会社である場合の他の者もある者の関連会社とみなす。子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合は、次の各号に掲げる場合をいう。
- ① 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を自己の計算において所有している場合
- ② 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の15以上、100分の20未満を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
- イ 役員もしくは使用人である者、またはこれらであった者で自己が子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役またはこれらに準ずる役職に就任していること。
- ロ 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行っていること。
- ハ 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。
- ニ 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上または事業上の取引があること。
- ホ その他子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
- ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者および自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を占めているときであって、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合
- (4) 「共同保有者」とは、以下のいずれかに該当する者を総称していう。
- ① 単一の株主が、当会社の株式の他の保有者と協力して、当会社の経営に継続的に影響を与えることを合意している場合の当該他の保有者
- ② 単一の株主の配偶者、親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人、子会社もしくは関連会社、または単一の株主の親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人の単一の株主以外の子会社であって当会社の株式を保有している者
- ③ ①に定める他の保有者の配偶者、親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人、子会社もしくは関連会社であって当会社の株式を保有している者
- ④ 単一の株主の配偶者の子会社または関連会社(単一の株主およびその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社または関連会社となる者を含む。)であって当会社の株式を保有している者
- ⑤ ①に定める他の保有者の配偶者の子会社または関連会社(①に定める他の保有者およびその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社または関連会社となる者を含む。)であって当会社の株式を保有している者
- (5) 「甲種類株式」とは、当会社の定款第3章に規定する種類株式をいう。
- (6) 「公的主体」とは、国又は国が全額出資する独立行政法人をいう。
- (7) 「子会社」とは、会社等又は個人が他の会社等の意思決定機関を支配している場合の当該他の会社等をいい、親会社及び子会社、子会社の意思決定機関を支配する個人及び子会社、又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社又は個人の子会社とみなす。
- (8) 「重要な資産の処分等」とは、当会社または当会社子会社における、資産の売却、事業譲渡、現物出資、会社分割(ただし、現物出資または会社分割の実施後、当会社が、出資先会社または会社分割における承継会社もしくは新設会社の、親会社となる場合を除く。)、および担保設定その他の処分、ならびに当会社子会社株式・持分の売却(ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、当会社子会社株式・持分の売却後、当会社が当該子会社の、親会社となる場合を除く。)その他の処分、当該処分により当会社または当会社子会社が受領する対価もしくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合または直近に作成された連結財

務諸表における連結売上高において当該処分にかかる資産による売上高の占める割合が100分の20以上である場合のいずれかをいう。なお、当会社子会社株式・持分の売却には、合併、株式交換、株式移転および当会社連結子会社が行う第三者割当増資(ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、合併、株式交換、株式移転または第三者割当増資の実施後、当会社が合併による存続会社もしくは新設会社、株式交換もしくは株式移転における完全親会社、または第三者割当増資を行った当会社子会社の、親会社となる場合を除く。)を含むものとする。また、当会社子会社株式・持分の売却の場合、当会社または当会社子会社が受領する対価は、株式・持分の売却の場合は当会社子会社の一株・一出資口あたり売却価格に売却直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、合併、株式交換、株式移転の場合は合併比率(合併により解散する会社の株主・社員の所有する一株・一出資口についての、存続会社または新設会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。)、株式交換比率(株式交換により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、完全親会社となる会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。)、株式移転比率(株式移転により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、設立される完全親会社の株式の割当の比率をいう。以下同じ。)を算出するにあたり使用された当会社子会社の一株・一出資口あたりの価値に合併、株式交換、株式移転直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、第三者割当増資の場合は第三者割当増資における当会社子会社の一株・一出資口あたりの払込金額等に第三者割当増資直後の当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額に、それぞれ対象となる当会社子会社の直近に作成された監査済貸借対照表における有利子負債(以下「有利子負債」という。)の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。会社分割および事業譲渡の場合、当会社または当会社子会社が受領する対価は、当会社または当会社子会社が受領する金銭、株式その他の金額(金銭以外の資産については会社分割及び事業譲渡における当該資産の評価額をいう。)に、会社分割または事業譲渡において当会社または当会社子会社からの承継の対象とされた有利子負債の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。上記にかかわらず、当会社が直接株式を所有している子会社株式の処分の場合は、当該処分により当会社が受領する対価もしくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合を「重要な資産の処分等」とする。

- (9) 「取得請求日」とは、甲種類株主の書面による当会社に対する甲種類株式の取得請求の通知が、当会社に到達した日をいう。
- (10) 「単一の株主」とは、自己の計算において当会社株式を所有している者のほか、以下に掲げる者を含む。
- ① 金銭の信託契約その他の契約または法律の規定に基づき、当会社の株主としての議決権を行使することができる権限を有する者、または、当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者(②に該当する者を除く。)
 - ② 投資一任契約(金融商品取引法に規定する投資一任契約をいう。)その他の契約または法律の規定に基づき、当会社株式に投資するのに必要な権限を有する者

4 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

5 株式の種類ごとの議決権の有無及びその理由

(注)3の1に記載のとおり、甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しておりません。(ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではありません。)

当会社定款においては、(注)3の4に記載のとおり、経営上の一定の重要事項の決定について、株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式に係る種類株主総会の決議が必要である旨が定められております。このような機能を有する甲種類株式を経済産業大臣が保有することにより、当会社に対する経営支配や投機目的による敵対的買収等の危険を防止する手段として有効なものと考えられるとともに、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国向けエネルギーの安定供給の効率的実現の一翼を担うことが期待され、対外的な交渉や信用などの面で積極的な効果も期待できること等が、甲種類株式を発行した目的であります。

6 株式の保有に係る特記事項

甲種類株式は経済産業大臣によって保有されています。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年9月30日	—	3,655,810	—	290,809	—	1,023,802

(注) 当第2四半期会計期間末日現在の発行済株式総数は3,655,810株でしたが、平成25年5月10日開催の取締役会決議、平成25年6月25日開催の第7回定時株主総会及び必要な種類株主総会における定款変更案の承認可決により、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式については1株を400株に分割し、1単元の株式の数を100株とするとともに、甲種類株式については1単元の株式の数を1株とする単元株制度を採用しました。これに伴い、普通株式の発行済株式総数は1,458,667,791株増加し、発行済株式総数は1,462,323,601株となりました。

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
経済産業大臣(注) 1	東京都千代田区霞が関一丁目3番1号	692,308	18.94
石油資源開発株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号	267,233	7.31
三井石油開発株式会社	東京都港区西新橋一丁目2番9号	150,760	4.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(注) 2	東京都中央区晴海一丁目8番11号	119,797	3.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)(注) 2	東京都港区浜松町二丁目11番3号	112,193	3.07
JXホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番3号	109,527	3.00
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウンド (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島四丁目16番13号)	86,538	2.37
シービーニューヨークオービスファンズ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	LPG BUILDING 34 BERMUDIANA ROAD HAMILTON HM 11 BERMUDA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	85,887	2.35
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジャスデック アカウンド (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決済事業部)	64,768	1.77
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	64,000	1.75
計	—	1,753,011	47.95

(注) 1 経済産業大臣の所有株式数には甲種類株式1株が含まれております。

2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数には、信託業務分のうち投資信託設定分及び年金信託設定分に係る株式として日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に38,801株、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)に53,480株がそれぞれ含まれております。

所有議決権数別

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
経済産業大臣	東京都千代田区霞が関一丁目3番1号	692,307	18.96
石油資源開発株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号	267,233	7.32
三井石油開発株式会社	東京都港区西新橋一丁目2番9号	150,760	4.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	119,797	3.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	112,193	3.07
JXホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番3号	109,527	3.00
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウト (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島四丁目16番13号)	86,538	2.37
シービーニューヨークオービスファンズ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	LPG BUILDING 34 BERMUDIANA ROAD HAMILTON HM 11 BERMUDA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	85,887	2.35
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーテイー ジヤスデツク アカウト (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決済事業部)	64,768	1.77
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	64,000	1.75
計	—	1,753,010	48.02

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	甲種類株式 1	—	甲種類株式の内容は、「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「②発行済株式」の注記3に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,916	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,650,893	3,650,893	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,655,810	—	—
総株主の議決権	—	3,650,893	—

(注) 平成25年5月10日開催の取締役会決議、平成25年6月25日開催の第7回定時株主総会及び必要な種類株主総会における定款変更案の承認可決により、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式については1株を400株に分割し、1単元の株式の数を100株とするとともに、甲種類株式については1単元の株式の数を1株とする単元株制度を採用しました。これに伴い、完全議決権株式(自己株式等)の普通株式数は1,966,400株、完全議決権株式(その他)の普通株式数は1,460,357,200株、議決権数は1,460,357,200個、発行済株式総数は1,462,323,601株、総株主の議決権数は1,460,357,200個となりました。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 国際石油開発帝石株式会社	東京都港区赤坂五丁目3 番1号	4,916	—	4,916	0.13
計	—	4,916	—	4,916	0.13

(注) 平成25年5月10日開催の取締役会決議、平成25年6月25日開催の第7回定時株主総会及び必要な種類株主総会における定款変更案の承認可決により、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株を400株に分割し、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用した結果、自己名義所有株式数及び所有株式数の合計は、ともに1,966,400株となりました。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	483,814	573,456
受取手形及び売掛金	117,411	125,046
有価証券	281,642	201,503
たな卸資産	※1 15,409	※1 21,767
その他	223,145	147,426
貸倒引当金	△14,919	△16,604
流動資産合計	1,106,504	1,052,596
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	102,965	104,323
坑井（純額）	19,777	18,917
機械装置及び運搬具（純額）	71,477	70,028
土地	19,560	19,627
建設仮勘定	359,429	510,441
その他（純額）	11,330	14,969
有形固定資産合計	584,541	738,307
無形固定資産		
のれん	87,840	84,460
その他	292,314	329,973
無形固定資産合計	380,155	414,434
投資その他の資産		
投資有価証券	673,129	550,037
長期預金	287,273	414,864
生産物回収勘定	590,565	636,963
その他	112,773	91,829
貸倒引当金	△793	△842
生産物回収勘定引当金	△112,870	△119,248
探鉱投資引当金	△5,119	△3,985
投資その他の資産合計	1,544,957	1,569,619
固定資産合計	2,509,654	2,722,361
資産合計	3,616,158	3,774,957

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	41,401	46,070
短期借入金	8,560	14,377
未払法人税等	152,681	76,736
探鉱事業引当金	26,856	11,161
役員賞与引当金	127	61
資産除去債務	3,812	3,575
その他	181,536	203,295
流動負債合計	414,976	355,277
固定負債		
長期借入金	466,908	511,357
退職給付引当金	8,580	8,687
事業損失引当金	3,705	3,853
特別修繕引当金	277	261
資産除去債務	13,581	14,980
その他	37,144	55,548
固定負債合計	530,198	594,688
負債合計	945,174	949,966
純資産の部		
株主資本		
資本金	290,809	290,809
資本剰余金	679,287	679,287
利益剰余金	1,375,106	1,442,409
自己株式	△5,248	△5,248
株主資本合計	2,339,956	2,407,258
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	34,741	52,858
繰延ヘッジ損益	16,243	△20,736
為替換算調整勘定	90,350	189,986
その他の包括利益累計額合計	141,336	222,108
少数株主持分	189,691	195,624
純資産合計	2,670,983	2,824,991
負債純資産合計	3,616,158	3,774,957

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
売上高	578,505	650,478
売上原価	201,981	249,245
売上総利益	376,523	401,232
探鉱費	4,090	16,678
販売費及び一般管理費	※1 34,433	※1 40,319
営業利益	337,999	344,234
営業外収益		
受取利息	3,101	8,783
受取配当金	2,017	2,198
持分法による投資利益	2,821	—
権益譲渡益	22,743	—
為替差益	472	—
その他	8,131	7,389
営業外収益合計	39,287	18,372
営業外費用		
支払利息	585	1,140
持分法による投資損失	—	3,442
生産物回収勘定引当金繰入額	3,239	416
探鉱事業引当金繰入額	2,251	620
投資有価証券評価損	4,924	—
為替差損	—	1,261
その他	2,459	5,080
営業外費用合計	13,459	11,961
経常利益	363,828	350,645
税金等調整前四半期純利益	363,828	350,645
法人税、住民税及び事業税	236,261	227,771
法人税等調整額	12,031	42,584
法人税等合計	248,293	270,356
少数株主損益調整前四半期純利益	115,534	80,288
少数株主利益	4,152	207
四半期純利益	111,382	80,080

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	115,534	80,288
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△9,561	18,115
繰延ヘッジ損益	△7,086	△20,887
為替換算調整勘定	△15,088	98,306
持分法適用会社に対する持分相当額	553	△12,068
その他の包括利益合計	△31,183	83,465
四半期包括利益	84,351	163,753
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	80,216	160,852
少数株主に係る四半期包括利益	4,135	2,900

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	363,828	350,645
減価償却費	25,968	23,958
のれん償却額	3,380	3,380
生産物回収勘定引当金の増減額(△は減少)	4,575	5,892
探鉱事業引当金の増減額(△は減少)	125	△15,898
退職給付引当金の増減額(△は減少)	40	122
その他の引当金の増減額(△は減少)	523	765
受取利息及び受取配当金	△5,119	△10,982
支払利息	585	1,140
為替差損益(△は益)	△1,240	6,040
持分法による投資損益(△は益)	△2,821	3,442
権益譲渡益	△22,743	—
生産物回収勘定(資本支出)の回収額	26,304	30,903
生産物回収勘定(非資本支出)の増加額	△4,606	△20,937
売上債権の増減額(△は増加)	27,313	△8,701
たな卸資産の増減額(△は増加)	△4,447	△6,525
仕入債務の増減額(△は減少)	1,741	4,819
その他	△22,870	△15,775
小計	390,538	352,288
利息及び配当金の受取額	7,931	10,600
利息の支払額	△617	△952
法人税等の支払額	△287,199	△290,715
営業活動によるキャッシュ・フロー	110,652	71,220
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△64,175	△70,032
定期預金の払戻による収入	57,763	98,409
長期預金の預入による支出	—	△296,390
長期預金の払戻による収入	5,000	15,000
有形固定資産の取得による支出	△67,987	△139,149
有形固定資産の売却による収入	57	263
無形固定資産の取得による支出	△658	△2,366
有価証券の取得による支出	△2,600	—
有価証券の売却及び償還による収入	157,184	179,680
投資有価証券の取得による支出	△23,134	△10,275
投資有価証券の売却及び償還による収入	26,428	62,433
生産物回収勘定(資本支出)の支出	△41,271	△53,743
短期貸付金の増減額(△は増加)	749	△3,190
長期貸付けによる支出	△91,658	△17,333
長期貸付金の回収による収入	50	74,368
権益取得による支出	△157,634	△27,076
権益譲渡による収入	17,165	—
その他	3,740	914
投資活動によるキャッシュ・フロー	△180,979	△188,489

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	654
長期借入れによる収入	20,939	36,403
長期借入金の返済による支出	△1,999	△1,887
少数株主からの払込みによる収入	7,134	6,954
配当金の支払額	△14,610	△12,775
少数株主への配当金の支払額	△3,939	△3,939
その他	△17	△16
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,506	25,393
現金及び現金同等物に係る換算差額	△10,081	48,082
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△72,901	△43,793
現金及び現金同等物の期首残高	249,233	199,858
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	439	—
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△858	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 175,913	※1 156,064

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
商品及び製品	5,651百万円	5,790百万円
仕掛品	70百万円	807百万円
原材料及び貯蔵品	9,687百万円	15,168百万円

2 偶発債務

(1) 銀行借入に対する債務保証

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
	百万円	百万円
Tangguh Trustee※	15,463	Tangguh Trustee※ 15,418
Fujian Tranche※	5,481	Fujian Tranche※ 5,465
サハリン石油ガス開発㈱	3,460	サハリン石油ガス開発㈱ 2,966
インペックス北カンポス沖石油㈱	1,969	インペックス北カンポス沖石油㈱ 1,792
従業員(住宅資金借入)	153	従業員(住宅資金借入) 129
合計	26,529	合計 25,771

※MI Berau B.V. 及びMIベラウジャパン㈱を通じて参画するタングーLNGプロジェクトの開発資金借入

(2) デリバティブ取引に対する保証債務

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
Ichthys LNG Pty Ltd	△4,872百万円	△20,520百万円

上記デリバティブ取引は、イクシスLNGプロジェクトにおける開発費支払いの為替リスクを回避する目的のもので、評価損益(△:損失)を記載しております。

(3) 完工保証

イクシスLNGプロジェクトファイナンスに関連して、他のプロジェクトパートナーとともに権益比率に応じてプロジェクトの完工までの債務保証をレンダーに差し入れております。(完工保証) 当社分の保証負担額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
保証負担額(当社分)	128,863百万円	374,757百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
人件費	8,381百万円	9,576百万円
（うち、退職給付費用	326百万円	379百万円)
（うち、役員賞与引当金繰入額	61百万円	58百万円)
輸送費	3,116百万円	4,636百万円
減価償却費	10,876百万円	11,862百万円
のれん償却額	3,380百万円	3,380百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金及び預金	262,195百万円	573,456百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等	△90,715百万円	△427,166百万円
有価証券 (コマーシャルペーパー)	1,999百万円	9,774百万円
有価証券(MMF等)	523百万円	－百万円
有価証券(譲渡性預金)	1,910百万円	－百万円
現金及び現金同等物	175,913百万円	156,064百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	14,603	4,000	平成24年3月31日	平成24年6月27日
	甲種類株式	利益剰余金	0	4,000	平成24年3月31日	平成24年6月27日

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年11月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	12,778	3,500	平成24年9月30日	平成24年12月3日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,500	平成24年9月30日	平成24年12月3日

3. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,778	3,500	平成25年3月31日	平成25年6月26日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,500	平成25年3月31日	平成25年6月26日

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	13,143	3,600	平成25年9月30日	平成25年12月2日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,600	平成25年9月30日	平成25年12月2日

3. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注2)
	日本	アジア・ オセアニア	ユーラシ ア(欧州・ NIS諸国)	中東・ アフリカ	米州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	53,415	252,207	36,402	234,204	2,275	578,505	—	578,505
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	53,415	252,207	36,402	234,204	2,275	578,505	—	578,505
セグメント利益又は損失 (△)	9,283	153,453	17,360	164,319	△1,537	342,879	△4,879	337,999

(注) 1 セグメント利益の調整額△4,879百万円は、セグメント間取引消去113百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△4,992百万円が含まれております。全社費用の主なものは、報告セグメントに帰属しないのれんの償却及び一般管理部門にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注2)
	日本	アジア・ オセアニア	ユーラシ ア(欧州・ NIS諸国)	中東・ アフリカ	米州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	52,099	238,430	54,106	300,879	4,961	650,478	—	650,478
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	52,099	238,430	54,106	300,879	4,961	650,478	—	650,478
セグメント利益又は損失 (△)	6,340	117,026	26,258	203,715	△4,145	349,195	△4,961	344,234

(注) 1 セグメント利益の調整額△4,961百万円は、セグメント間取引消去113百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△5,074百万円が含まれております。全社費用の主なものは、報告セグメントに帰属しないのれんの償却及び一般管理部門にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり四半期純利益	76円27銭	54円84銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	111,382	80,080
普通株主に帰属しない金額(百万円)	0	0
(うち甲種類株式に係る四半期純利益金額)	(0)	(0)
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	111,382	80,080
普通株式の期中平均株式数(株)	1,460,357,200	1,460,357,200

- (注) 1 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。
- 2 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

株式の分割、単元株制度の採用

当社は、平成25年5月10日開催の取締役会、平成25年6月25日開催の第7回定時株主総会及び必要な種類株主総会の決議に基づき、平成25年10月1日付で、普通株式の株式分割及び普通株式と甲種類株式について単元株制度の採用を実施いたしました。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社は、東京証券取引所市場第一部上場企業の投資単位として一般的な価格帯を意識し、当社株式の投資単位の引き下げにより、個人投資家をはじめとする幅広い投資家層が当社株式により一層投資しやすい環境を整えることで、投資家層の拡大を図ることを目的として、普通株式1株につき400株の割合をもって株式分割を行うことといたしました。

また、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において示されている内容を踏まえ、普通株式の単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。これらの取り組みにより、当社株式の投資単位あたりの金額は、株式分割及び単元株制度採用前の4分の1となりました。

なお、甲種類株式（非上場）につきましては、株式の分割を実施せず、単元株式数を1株といたしました。

2. 株式の分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年9月30日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき400株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	普通株式	3,655,809株
	甲種類株式	1株
	合計	3,655,810株
今回の分割により増加する株式数	普通株式	1,458,667,791株
	甲種類株式	1株
株式分割後の発行済株式総数	普通株式	1,462,323,600株
	甲種類株式	1株
	合計	1,462,323,601株
株式分割後の発行可能株式総数	普通株式	3,600,000,000株
	甲種類株式	1株
	合計	3,600,000,001株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成25年9月13日（金）
基準日	平成25年9月30日（月）
効力発生日	平成25年10月1日（火）

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割の概要」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株、甲種類株式の単元株式数を1株としました。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日（火）

4. その他

当該株式分割による影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

2 【その他】

平成25年11月7日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

(イ) 配当金の総額…………… 13,143百万円

(ロ) 1株当たりの金額…………… 3,600円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成25年12月2日

(注) 平成25年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月 8 日

国際石油開発帝石株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅 村 一 彦 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 聡 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている国際石油開発帝石株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、国際石油開発帝石株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月12日
【会社名】	国際石油開発帝石株式会社
【英訳名】	INPEX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村 俊昭
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 北村俊昭は、当社の第8期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。